

自動車検査証の備考欄への 整備工場コードの記載について

自動車検査証の仕分け作業の利便性を向上させるために、4月3日(月)から、下記のとおり指定整備工場で継続検査等を行った車両の自動車検査証の備考欄に(指定)整備工場コードを記載している旨、国土交通省自動車情報課から情報提供がありましたのでお知らせします。

なお、自動車検査証の備考欄への整備工場コード記載に伴う通達等の改正は行われておりません。

整備工場コードの記載

指定整備工場で継続検査、中古新規検査(指定整備を実施した車両)を行った車両の自動車検査証の備考欄に整備工場コードが記載されます。

登録業務(移転、変更登録)の場合であっても、直近の検査が指定整備車であれば、自動車検査証の備考欄に整備工場コードが記載されます。

なお、構造変更を伴う場合には、整備工場コードは記載されません。

自動車検査証の備考欄に整備工場コードが記載された車両を、次回の車検時に認証工場で継続検査を受けた場合は、旧自動車検査証の備考欄に記載されていた整備工場コードは、新自動車検査証に記載されません。

《参考》

自動車検査証の備考欄に整備工場コードの記載例

備考
[●●], 継続検査
自動車重量税額 ¥20,000 本則税率適用
平成27年度燃費基準5%向上達成車
平成22年度燃費基準25%向上達成車
[走行距離計表示値] 37,100 km (平成29年4月21日)
[旧走行距離計表示値] 26,200 km (平成27年4月13日)
平成11年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96 dB
マフラー加速騒音規制適用車
[受検種別] 指定整備車
[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり
[受検形態] 指定整備工場
[整備工場コード] ●●-0124●